入　札　説　明　書

平成３０年度国立水俣病総合研究センター床下工事に伴う
実験機器等移設業務

［全省庁共通電子調達システム対応］

環　境　省

は　じ　め　に

平成３０年度国立水俣病総合研究センター床下工事に伴う実験機器等移設業務の入札等については、会計法（昭和２２年法律第３５号）、予算決算及び会計令（昭和２２年勅令第１６５号）、契約事務取扱規則（昭和３７年大蔵省令第５２号）、その他の関係法令及び環境省入札心得（別紙）に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

１．契約担当官等
　支出負担行為担当官
　　国立水俣病総合研究センター総務課長　三宅　俊一

２．競争入札に付する事項
（１）件名　　平成３０年度国立水俣病総合研究センター床下工事に伴う実験機器等移設業務
（２）特質等　　別添仕様書による。
（３）業務期間　　契約締結日から平成３１年３月２９日
（４）業務場所　　熊本県水俣市浜４０５８－１８
　　国立水俣病総合研究センター
（５）入札方法
　落札者の決定は、最低価格落札方式をもって行うので、
　ア．入札者は、業務に係る経費のほか、納入に要する一切の諸経費を含め契約金額を見積もるものとする。
　イ．落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の８パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の１０８分の１００に相当する金額を記載した入札書を提出しなければならない。
（６）入札保証金及び契約保証金　免除

３．競争参加資格
（１）予算決算及び会計令第７０条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
（２）予算決算及び会計令第７１条の規定に該当しない者であること。
（３）環境省から指名停止措置が講じられている期間中の者でないこと。
（４）平成２８・２９・３０年度環境省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」において、開札時までに「Ｂ」、「Ｃ」又は「Ｄ」級に格付けされ、九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。
（５）入札説明書の交付を受けた者であること。
（６）環境省入札心得において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であること。

４．契約条項を示す場所

〒867-0008　熊本県水俣市浜４０５８－１８
国立水俣病総合研究センター総務課経理係　辻　勇
電話0966-63-3111　ＦＡＸ0966-61-1145

５．競争参加資格の確認

（１）本件入札に参加する意思がある者は、次に従い、別記様式１の入札参加表明書及び環境省競争参加資格（全省庁統一資格）を提出すること。なお、期限までに表明書を提出しない者は、本入札に参加することが出来ない。

ア．提出期限　平成３０年８月２０日（月）１７時まで

イ．提出場所　４の場所

ウ．提出方法　電子調達システム、４．の場所に持参、または託送（書留郵便等の配達の記録が残るものに限る。以下同じ。）により提出すること（提出期限必着）。

※ただし、電子調達システムにて入札を予定している者は、環境省入札心得に定める様式２により、必ず同システムにて入札参加表明書を提出すること。

６．入札説明書等に関する質問の受付

（１）この入札説明書等に関する質問がある場合は、次に従い書面（様式は任意）により提出すること。

ア．提出期限　平成３０年８月２０日（月）１７時まで
（持参の場合は、１２時から１３時を除く）

イ．提出場所　４の場所

ウ．提出方法　持参又はＦＡＸによって提出すること（提出期限必着）。

（２）（１）の質問に対する回答は、平成３０年８月２１日（火）１７時までにＦＡＸにより行う。

７．競争執行の日時、場所等

（１）入札・開札の日時及び場所

日時　　平成３０年８月２２日（水）１４時００分
場所　　国立水俣病総合研究センター内会議室
熊本県水俣市浜４０５８－１８

（２）入札書の提出方法

ア．電子調達システムによる入札の場合

環境省入札心得に定める様式２を提出し、その後、入札書を（１）の日時までに提出するものとする。

イ．書面による入札書の場合

環境省入札心得に定める様式３による書面を平成３０年８月２０日（月）１７時までに提出すること。

また、環境省入札心得に定める様式１による入札書を（１）の日時及び場所に持参すること。電話、ＦＡＸ、郵送等による提出は認めない。なお、入札書の日付は、入札日

を記入すること。

ウ．入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

（３）入札の無効

本入札説明書に示した競争参加資格のない者又は入札条件に違反した者の提出した入札書は無効とする。

８．落札者の決定方法

有効な入札書を提出した入札者であって、当該入札者の入札価格が予算決算及び会計令第７９条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、最低価格をもって入札を行った者を落札者とする。

９．暴力団排除に関する誓約

当該業務の入札については、環境省入札心得において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約の上参加すること。なお、書面により入札する場合は、誓約事項に誓約する旨を入札書に明記することとし、電子入札システムにより入札した場合は、誓約事項に誓約したものとして取り扱うこととする。

１０．その他

（１）入札結果の公表

落札者が決定したときは、入札結果は、落札者を含め入札者全員の商号又は名称及び入札価格について、開札場において発表する。

（２）電子調達システムの操作及び障害発生時の問い合わせ先

全省庁共通電子調達システムホームページアドレス https://www.geps.go.jp/

ただし、入札の締め切り時間が切迫している等、緊急を要する場合には、前記４（１）の場所に連絡すること。

◎　添付資料

・別紙１　環境省入札心得
・別添１　契約書（案）
・別添２　仕様書

別記様式１
平成　年　月　日

支出負担行為担当官
　国立水俣病総合研究センター総務課長　殿

住　　所
会　社　名
代表者氏名

　平成３０年度国立水俣病総合研究センター床下工事に伴う実験機器等移設業務に係る入札への参加を表明します。

記

※平成２８・２９・３０年度環境省競争参加資格（全省庁統一資格）の審査結果通知書の写しを添付すること。

担当者）
所属部署：
氏名：
TEL ／ FAX：
E-mail：

（別紙１）

環 境 省 入 札 心 得
（ 物品役務　最低価格落札方式 ）

１．趣旨

環境省の所掌する契約（工事に係るものを除く。）に係る一般競争又は指名競争（以下「競争」という。）を行う場合において、入札者が知り、かつ遵守しなければならない事項は、法令に定めるものの他、この心得に定めるものとする。

２．入札説明書等

（１）入札者は、入札説明書及びこれに添付される仕様書、契約書案、その他の関係資料を熟読のうえ入札しなければならない。

（２）入札者は、前項の書類について疑義があるときは、関係職員に説明を求めることができる。

（３）入札者は、入札後、（１）の書類についての不明を理由として異議を申し立てることができない。

３．入札保証金及び契約保証金

環境省競争参加資格（全省庁統一資格）を保有する者の入札保証金及び契約保証金は、全額免除する。

４．入札書の書式等

入札者は、様式１による入札書を提出しなければならない。ただし、電子調達システムにより入札書を提出する場合は、同システムに定めるところによるものとする。

なお、入札説明書において「電子調達システムにより入札書を提出すること」と指定されている入札において、様式１による入札書の提出を希望する場合は、様式３による書面を作成し、入札説明書で指定された日時までに提出しなければならない。

５．入札金額の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の８パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の１０８分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

６．入札書の提出

（１）入札書を提出する場合は、入札説明書において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約の上提出すること。なお、書面により入札する場合は、誓約事項に誓約する旨を入札書に明記することとし、電子調達システムにより入札した場合は、当面の間、誓約事項に誓約したものとして取り扱うこととする。

（２）書面による入札書は、封筒に入れ封印し、かつその封皮に氏名（法人の場合はその

名称又は商号)、宛名（支出負担行為担当官　国立水俣病総合研究センター総務課長殿と記載）及び「平成３０年８月２２日開札［平成３０年度国立水俣病総合研究センター床下工事に伴う実験機器等移設業務］の入札書在中」と朱書きして、入札日時までに提出すること。また、競争参加資格を証明する書類を開札日時までに提出すること。

（３）電子調達システムにより入札する場合は、同システムに定める手続に従い、入札日時までに入札書を提出すること。通信状況により提出期限内に電子調達システムに入札書が到着しない場合があるので、時間的余裕を持って行うこと。

７．代理人等（代理人又は復代理人）による入札及び開札の立会い

代理人等により入札を行い又は開札に立ち会う場合は、代理人等は、様式４による委任状を持参しなければならない。また、代理人等が電子調達システムにより入札する場合には、同システムに定める委任の手続きを終了しておかなければならない。

８．代理人等の制限

入札者又はその代理人等は、当該入札に係る他の入札者の代理人等を兼ねることができない。

９．入札の無効

次の各項目の一に該当する入札は、無効とする。

①　競争に参加する資格を有しない者による入札
②　指名競争入札において、指名通知を受けていない者による入札
③　委任状を持参しない又は電子調達システムに定める委任の手続きを終了していない代理人等による入札
④　書面による入札において記名押印（外国人又は外国法人にあっては、本人又は代表者の署名をもって代えることができる。）を欠く入札
⑤　金額を訂正した入札
⑥　誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
⑦　明らかに連合によると認められる入札
⑧　同一事項の入札について他人の代理人等を兼ね又は２者以上の代理をした者の入札
⑨　入札者に求められる義務を満たすことを証明する必要のある入札にあっては、証明書が契約担当官等の審査の結果採用されなかった入札
⑩　入札書の提出期限までに到着しない入札
⑪　別紙において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約しない者による入札
⑫　その他入札に関する条件に違反した入札

10．入札の延期等

入札参加者が相連合し又は不穏の行動をする等の場合であって、入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し若しくはとりやめることがある。

11. 開札の方法

（１）開札は、入札者又は代理人等を立ち会わせて行うものとする。ただし、入札者又は代理人等の立会いがない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせて行うことができる。

（２）電子調達システムにより入札書を提出した場合には、入札者又は代理人等は、開札時刻に端末の前で待機しなければならない。

（３）入札者又は代理人等は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類､身分証明書又は委任状を提示しなければならない。

（４）入札者又は代理人等は、開札時刻後においては開札場に入場することはできない。

（５）入札者又は代理人等は、契約担当官等が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

（６）開札をした場合において、予定価格の制限内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うものとする。電子調達システムにおいては、再入札を行う時刻までに再度の入札を行うものとする。なお、開札の際に、入札者又は代理人等が立ち会わず又は電子調達システムの端末の前で待機しなかった場合は、再度入札を辞退したものとみなす。

12. 落札者となるべき者が２者以上ある場合の落札者の決定方法

当該入札の落札者の決定方法によって落札者となるべき者が２者以上あるときは、直ちに当該者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。なお、入札者又は代理人等が直接くじを引くことができないときは、入札執行事務に関係のない職員がこれに代わってくじを引き、落札者を決定するものとする。

13. 落札決定の取消し

落札決定後であっても、入札に関して連合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取消すことができる。

14. 契約書の提出等

（１）落札者は、契約担当官等から交付された契約書に記名押印（外国人又は外国法人が落札者である場合には、本人又は代表者が署名することをもって代えることができる。）し、落札決定の日から１０日以内（期終了の日が行政機関の休日に関する法律（昭和６３年法律第９１号）第１条に規定する日に当たるときはこれを算入しない。）に契約担当官等に提出しなければならない。ただし、契約担当官等が必要と認めた場合は、この期間を延長することができる。

（２）落札者が前項に規定する期間内に契約書を提出しないときは、落札は、その効力を失う。

15. 契約手続において使用する言語及び通貨

契約手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨に限る。

別紙

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について、入札書（見積書）の提出をもって誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、官側の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

１．次のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

（１）契約の相手方として不適当な者

ア　法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

（２）契約の相手方として不適当な行為をする者

ア　暴力的な要求行為を行う者

イ　法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ　取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ　偽計又は威力を用いて会計課長等の業務を妨害する行為を行う者

オ　その他前各号に準ずる行為を行う者

２．暴力団関係業者を再委託又は当該業務に関して締結する全ての契約の相手方としません。

３．再受任者等（再受任者、共同事業実施協力者及び自己、再受任者又は共同事業実施協力者が当該契約に関して締結する全ての契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。

４．暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は再受任者等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。

様式１

入　　札　　書

平成　　年　　月　　日

支出負担行為担当官
　国立水俣病総合研究センター総務課長　殿

住　　所
会　社　名
代表者氏名　　印

（復）代理人　　印

注）代理人又は復代理人が入札書を持参して入札する場合に、（復）代理人の記名押印が必要。このとき、代表印は不要（委任状には必要）。

下記のとおり入札します。

記

１　入札件名：平成３０年度国立水俣病総合研究センター床下工事に伴う実験機器等移設業務

２　入札金額：金額　　円

３　契約条件：契約書及び仕様書その他一切貴省の指示のとおりとする。

４　誓約事項：暴力団排除に関する誓約事項に誓約する。

様式２

平成　年　月　日

支出負担行為担当官
　国立水俣病総合研究センター総務課長　殿

住　　所
会　社　名
代表者氏名　　印

電子入札案件の電子入札方式での参加について

下記入札案件について、電子調達システムを利用して入札に参加をいたします。

記

入札件名：平成３０年度国立水俣病総合研究センター床下工事に伴う実験機器等移設業務

様式３

平成　　年　　月　　日

支出負担行為担当官
　国立水俣病総合研究センター総務課長　殿

住　　所
会　社　名
代表者氏名　　印

電子入札案件の紙入札方式での参加について

　下記入札案件について、電子調達システムを利用して入札に参加できないので、紙入札方式での参加をいたします。

記

１　入札件名：平成３０年度国立水俣病総合研究センター床下工事に伴う実験機器等移設業務

２　電子調達システムでの参加ができない理由
　（記入例）電子調達システムで参加する手続が完了していないため

様式４－①

委　　任　　状

平成　　年　　月　　日

支出負担行為担当官
　国立水俣病総合研究センター総務課長　殿

住　　所
（委任者）会　社　名
代表者氏名　　印

代理人住所
（受任者）所属（役職名）
氏　　名　　印

当社　　を代理人と定め下記権限を委任します。

記

（委任事項）

１　平成３０年度国立水俣病総合研究センター床下工事に伴う実験機器等移設業務の入札に関する一切の件

２　１の事項にかかる復代理人を選任すること。

様式４－②

委　　任　　状

平成　　年　　月　　日

支出負担行為担当官
　国立水俣病総合研究センター総務課長　殿

代 理 人 住 所
（委任者）所属（役職名）
氏　　名　　印

復代理人住所
（受任者）所属（役職名）
氏　　名　　印

当社　　を復代理人と定め下記権限を委任します。

記

（委任事項）

　平成３０年度国立水俣病総合研究センター床下工事に伴う実験機器等移設業務の入札に関する一切の件

様式５

入札辞退届

平成　　年　　月　　日

支出負担行為担当官
　国立水俣病総合研究センター総務課長　殿

住　　所
会　社　名
代表者氏名

　平成３０年度国立水俣病総合研究センター床下工事に伴う実験機器等移設業務に係る入札を辞退します。

担当者連絡先
　部署名　：
　担当者名：
　ＴＥＬ　：
　ＦＡＸ　：
　E-mail　：

（別添１）

印
紙

契　　約　　書

支出負担行為担当官　国立水俣病総合研究センター総務課長　三宅　俊一（以下「甲」という。）は、＿＿＿＿＿＿（以下「乙」という。）と「平成３０年度国立水俣病総合研究センター床下工事に伴う実験機器等移設業務」（以下「業務」という。）について、次の条項により契約を締結する。

（契約の内容）
第１条　乙は、別添の仕様書に基づき業務を行うものとする。

（契約金額）
第２条　契約金額は金　　円（うち消費税及び地方消費税の額　　円）とする。
２　前項の消費税及び地方消費税の額は、消費税法（昭和６３年法律第１０８号）第２８条第１項及び第２９条並びに地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第７２条の８２及び第７２条の８３の規定に基づき、契約金額に１０８分の８を乗じて得た額である。

（業務期間及び納入場所）
第３条　業務期間及び納入場所は次のとおりとする。
　業務期間　契約締結日から平成３１年３月２９日まで
　納入場所　国立水俣病総合研究センター
　　熊本県水俣市浜４０５８－１８

（契約保証金）
第４条　甲は、この契約の保証金を免除するものとする。

（再委任等の禁止）
第５条　乙は、業務の処理を他人に委託し、又は請け負わせてはならない。但し、書面により甲の承諾を得たときはこの限りではない。

（監督）
第６条　乙は、甲の指示監督により業務を行うものとする。
２　業務の遂行にあたって疑義又は不明の点が生じたときは、甲の指示に従うものとする。

（検査及び引渡し）
第７条　乙は、業務の全部を完了したときは業務終了報告書を作成し、その旨を書面により甲に通知しなければならない。
２　甲は、前項の通知を受けたときは、その日から１０日以内に検査を行い、検査に合格した後、乙が成果物の引渡しを申出たときは、直ちにその引渡しを受けなければならない。
３　乙は、前項の検査に合格しないときは直ちに修補して甲の検査を受けなければならない。この場合においては、前項の期間は甲が乙から修補を終了した旨の通知を受けた日から起算する。

（契約金額の支払い）
第８条　乙は、前条第２項の検査に合格したときは、契約金額（この契約の締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額。以下同じ。）の支払いを請求するものとする。
２　甲は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して３０日以内（以下「約定期間」という。）に契約金額を支払わなければならない。

（支払遅延利息）
第９条　甲は、第８条の約定期間内に契約金額を乙に支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から支払いをする日までの日数に応じ、契約金額に対し、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示により財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を遅延利息として乙に支払わなければならない。ただし、約定期間内に支払わないことが、天災地変等甲の責に帰すことのできない事由によるときは、当該事由の継続する期間は、遅延利息の算定日数に算入しないものとする。

（仕様書等の変更）
第１０条　甲は、必要があると認めるときは、仕様書等の変更内容を乙に通知して、仕様書等を変更することができる。この場合において、甲は、必要があると認められるときは履行期間若しくは契約金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（業務の中止）
第１１条　天災地変その他止むを得ない事由により、業務の遂行が困難となったときは、乙は、甲と協議の上契約の解除を行うものとする。
２　前項の規定により契約を解除するときは、第７条から９条までの規定に準じ精算する。

（契約の解除）
第１２条　甲は、次の各号の一に該当するときは、催告することなくこの契約の全部又は一部を解除することができる。
一　乙の責に帰する事由により、乙がこの契約の全部又は一部を履行する見込みがないと認められるとき。
二　乙が第５条、第１９条又は第２０条の規定に違反したとき。
三　乙又はその使用人が甲の行う監督及び検査に際し不正行為を行い、又は監督官等の職務の執行を妨げたとき。
四　履行期限内に業務結果の提出がなかったとき。
２　甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、催告することなくこの契約を解除することができる。
一　法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
二　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
三　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
四　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

五　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

３　甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、催告することなくこの契約を解除することができる。

一　暴力的な要求行為

二　法的な責任を超えた不当な要求行為

三　取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

四　偽計又は威力を用いて甲等の業務を妨害する行為

五　その他前各号に準ずる行為

（再受任者等に関する契約解除）

第１３条　乙は、契約後に再受任者等（再受任者及び共同事業実施協力者並びに乙、共同事業実施協力者又は再受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）が第１２条第２項及び第３項の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）であることが判明したときは、直ちに当該再受任者等との契約を解除し、又は再受任者等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

２　甲は、乙が再受任者等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再受任者等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再受任者等との契約を解除せず、若しくは再受任者等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、催告することなくこの契約を解除することができる。

（違約金等）

第１４条　甲が第１２条又は前条第２項の規定により契約の全部又は一部を解除した場合は、乙は契約金額の１００分の１０に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

２　乙が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、乙は、甲の請求に基づき、契約金額の１００分の１０に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

一　この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号。以下「独占禁止法」という。）第３条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第８条第１号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第７条の２第１項（独占禁止法第８条の３において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第５１条第２項の規定により取り消された場合を含む。）。

二　納付命令又は独占禁止法第７条若しくは第８条の２の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「乙等」という。）に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第３条又は第８条第１号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三　納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第３条又は第８条第１号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四　この契約に関し、乙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治４０年法律第４５号）第９６条の６又は独占禁止法第８９条第１項若しくは第９５条第１項第１号に規定す

る刑が確定したとき。

３　乙が前二項の違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年５パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

（損害賠償）

第１５条　甲は、第１２条第２項、第３項又は第１３条第２項の規定によりこの契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

２　乙は、甲が第１２条第２項、第３項又は第１３条第２項の規定によりこの契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

（表明確約）

第１６条　乙は、第１２条第２項及び第３項のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

２　乙は、解除対象者を再受任者等としないことを確約する。

（不当介入に関する通報・報告）

第１７条　乙は、自ら又は再受任者等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再受任者等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

（かし担保）

第１８条　甲は、第７条の規定により引渡しを受けた後１年以内に隠れたかしを発見したときは、直ちに期限を指定して当該かしを修補させることができるものとする。

（秘密の保全）

第１９条　乙は、この契約の履行に際し知得した相手方の秘密を第三者に洩らし又は利用してはならない。

（債権譲渡の禁止）

第２０条　乙は、この契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を甲の承諾を得た場合を除き第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和２５年政令第３５０号）第１条の２に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りではない。

２　前項ただし書に基づいて売掛債権の譲渡を行った場合、甲の対価の支払による弁済の効力は、甲が、支出に関する事務を電子情報処理組織を使用して処理する場合における予算決算及び会計令等の臨時特例に関する政令（昭和５５年政令第２２号）第５条第１項に基づき、センター支出官に対して支出の決定の通知を行った時点で生ずるものとする。

（紛争又は疑義の解決方法）

第２１条　この契約について、甲乙間に紛争又は疑義を生じた場合には、必要に応じて甲乙協議して解決するものとする。

本契約の証として本書２通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自１通を保有する。

平成　　年　　月　　日

甲　　住　所　　熊本県水俣市浜４０５８－１８
　　氏　名　　支出負担行為担当官
　　国立水俣病総合研究センター総務課長　三宅　俊一　　印

乙　　住　所
　　氏　名　　印

平成３０年度国立水俣病総合研究センター床下工事に伴う
実験機器等移設業務
仕　様　書

１．業務の目的

国立水俣病総合研究センター（以下「国水研」という）は、本年度において、本館１階実験室等の床下工事を実施する（別紙１「床下工事範囲」）。

本業務では、床下工事の実施にあたり実験室等の実験機器及び什器類（以下「実験機器等」という）を指定した実験室等へ移設するものである。

２．業務の実施場所

〈往路〉

①搬出先：水銀分析技術研究室実験室（１）、（２）
　搬入先：共同研究実習棟２階、本館会議室

②搬出先：総務課書庫、書庫、環境保健研究室（１）～（３）
　搬入先：本館会議室

※復路は往路と反対の経路になる。

３．業務履行期限

契約の日から平成３１年３月２９日（金）まで

４．業務の内容

（１）業務実施計画書等の提出

国水研担当官（以下、「担当官」とする）と業務締結後に打ち合わせし、国水研が別途発注する給排水設備工事及び電気工事等の計画を踏まえた上で、業務実施計画書を提出すること。なお、床下工事の進捗状況によって、年度をまたぐことが想定される。この場合、本契約の対象は実施分までとし契約変更を行う可能性がある。このため、復路に関しては計画のみとし、実際の手配は担当官の判断に従うこと。また、本館会議室に搬入する実験機器等については、滞りなく搬出できるよう考慮して配置図を提出すること。

（２）実験機器等の移設

実験機器等に関しては、移設は往路・復路の計２回実施する。移設にあたっては、次の通り実施すること。また、総務課書庫については担当官が直接実施する。このため、梱包用として、段ボール（W520×D320×H310 程度）８５箱を提供すること。

① 水銀分析技術研究室実験室（１）、（２）

往路は、別紙２～３に示した実験機器等を別紙７のとおり移設し、その他の実験機器等は本館会議室へ移設する。復路は、往路の搬出時に設置していた実験

機器等を元の位置に戻す。また、別紙により指定した実験機器に関しては、機器校正やメーカーによる解体・組立・動作確認が必要となり、その費用も本業務の対象となる。

② 書庫

書棚に収納している図書を請負業者が用意する段ボール（２３０箱程度、W520×D320×H310 程度）に詰め、本館会議室へ移設する。復路は、本館会議室から書庫まで移設し、書棚にあった図書の並び順まで正しく元に戻すこと。

③ 環境保健研究室（１）～（３）

往路は別紙４～６に示した什器類を本館会議室へ移設し、復路は元の位置に戻す。

（３）安全対策

本業務の実施にあたっては、関係法令等を遵守し、事故の防止に万全の注意を払うこと。また、搬出入作業に際しては、騒音の発生や壁・階段等を傷つけないよう十分留意すること。

（４）秘密保持

受注者は、本業務の実施にあたり、業務遂行上知り得た情報を、第三者に漏らしてはならない。万一、情報の漏洩等が発生した場合、受注者は即時原因を究明し、速やかに報告すること。なお、本規定は契約履行後も有効とする。

（５）補償又は賠償

本業務の実施にあたり、万一、人身事故、物損事故、移転物品の破損・遺失等の事故が発生した場合、受注者は次のとおり対応すること。

①人身事故、車両事故を起こした場合、被害者と協議のうえ、補償又は賠償すること。

②建築物、工作物及び新設什器等を破損させた場合、所有者が要求した条件にて補償又は賠償すること。

③移転物品を破損、汚損及び遺失等させた場合、発注者と協議のうえ、補償又は賠償すること。

④その他、受注者の管理責任に基づく事故が発生した場合、受注者の責任において、補償又は賠償すること。

５．業務完了報告書の提出

（１）業務完了後、以下の内容を記載した報告書を作成すること。

仕様書の内容に基づく報告書（Ａ４で１０ページ程度）　２部

（２）提出場所

国立水俣病総合研究センター（熊本県水俣市浜４０５８－１８）

６．その他

請負者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部については、担当官と速やかに協議しその指示に従うこと。

（別添）

１．報告書等の仕様及び記載事項

報告書等の仕様は、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（平成 30 年 2 月 9 日閣議決定。以下「基本方針」という。）の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

なお、「資材確認票」（基本方針 210 頁、表３参照）及び「オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト」（基本方針 211 頁、表４参照）を提出するとともに、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料［Ａランク］のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は国水研担当官と協議の上、基本方針（http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html）を参考に適切な表示を行うこと。

２．その他

成果物納入後に請負者側の責めによる不備が発見された場合には、請負者は無償で速やかに必要な措置を講ずること。

別紙1　床下工事範囲（網掛）

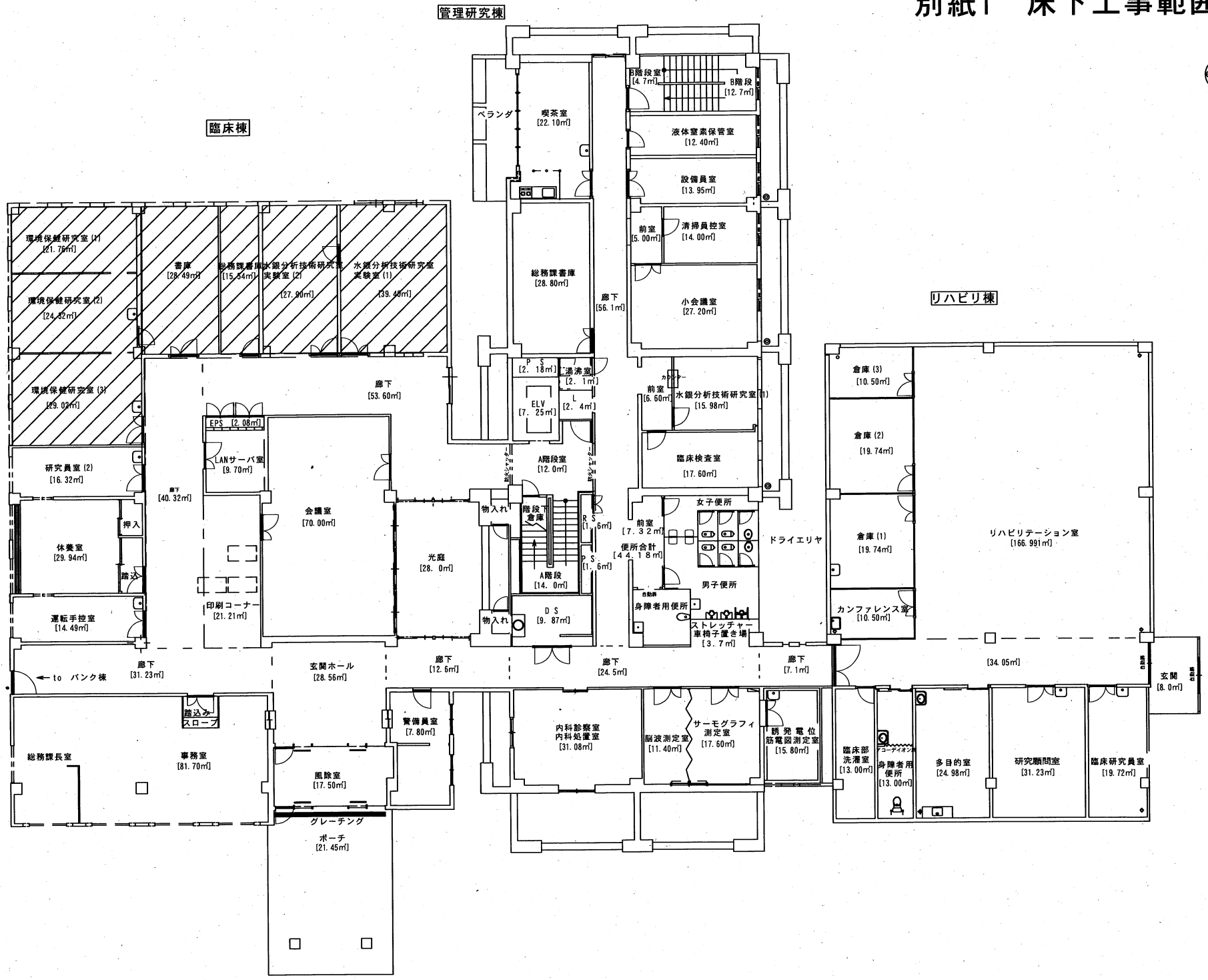

別紙2【移転元】水銀分析技術研究室実験室（1）

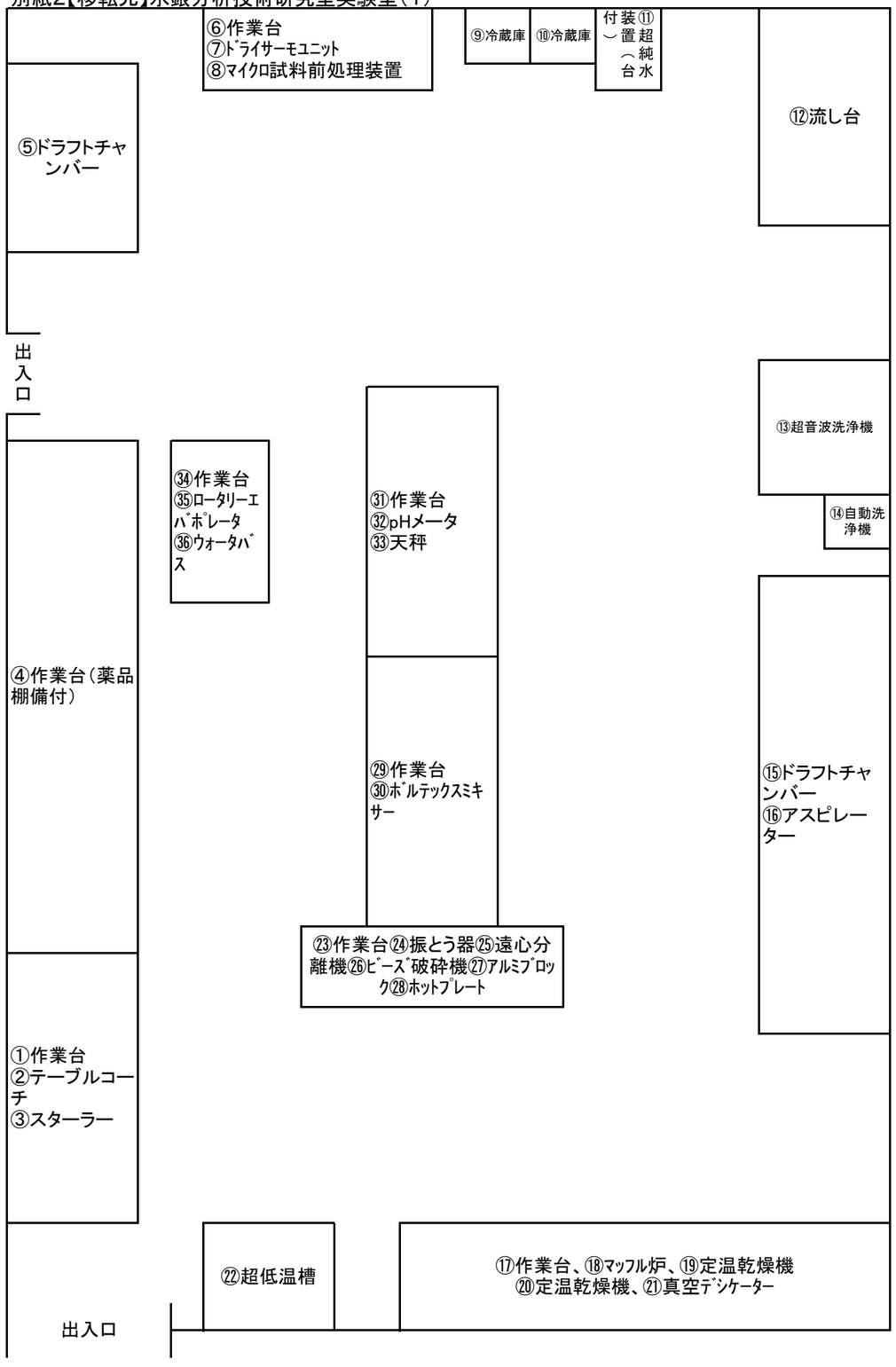

①	品名： 作業台	⑯	品名： アスピレーター　SP-30 （株）東京ｴﾑｱｲ商会	㉛	品名： 作業台
	規格：W1500×D900×H845		規格：W150×D430×H400		規格：W1500×D900×H850
②	品名： テーブルコーチ　KOACHT500-F KOKEN	⑰	品名： 作業台	㉜	品名： pHﾒｰﾀ　S220basic ﾒﾄﾗｰ・ﾄﾚﾄﾞ（株）
	規格：W142×D52×H33		規格：W2400×D750×H855		規格：W290×D330×H360
③	品名： スターラー　CORNING AGCﾃｸﾉｸﾞﾗｽ（株）	⑱	品名： マッフル炉　F0610 ヤマト科学（株）	㉝	品名： 天秤　XS204DR ﾒﾄﾗｰ・ﾄﾚﾄﾞ（株）
	規格：W155×D210×H100		規格：W510×D640×H680		規格：W260×D430×H320
④	品名： 作業台（薬品棚備付）	⑲	品名： 定温乾燥機　ETTAS OFW-600S ヤマト科学（株）	㉞	品名： 作業台
	規格：W2400×D900×H2450		規格：W700×D620×H805		規格：W900×D600×H795
⑤	品名： ドラフトチャンバー　SA-3SH-150-T （株）協立製作所	⑳	品名： 定温乾燥機　SONW-300S-R ヤマト科学（株）	㉟	品名： ﾛｰﾀﾘｰｴﾊﾞﾎﾟﾚｰﾀ　RE200 ヤマト科学（株）
	規格：W1500×D840×H2300		規格：W400×D450×H610		規格：W420×D290×H830
⑥	品名： 作業台	㉑	品名： 真空デシケーター　VL アズワン（株）	㊱	品名： ウォーターバス　BM200 ヤマト科学（株）
	規格：W1200×D800×H840		規格：W320×D230×H460		規格：W340×D370×H235
⑦	品名： ﾄﾞﾗｲｻｰﾓﾕﾆｯﾄ　DTU-2CN タイテック（株）	㉒	品名： 超低温槽　VT-208 日本フリーザー（株）	その他	品名： 椅子 10脚 ※実験室(1)、(2)含める。
	規格：W315×D340×H410		規格：W900×D700×H845		規格：W500×D500×H700（1脚あたり）
⑧	品名： ﾏｲｸﾛ試料前処理装置 マイルストーンゼネラル（株）	㉓	品名： 作業台	その他	品名： 棚（小）7台 ※実験室(1)、(2)含める。
	規格：W540×D640×H687		規格：W1200×D800×H700		規格：W455×D520×H578（1台あたり）
⑨	品名： 冷蔵庫	㉔	品名： 振とう器　SR-1 タイテック（株）		
	規格：W500×D500×H1825		規格：W680×D460×H305		
⑩	品名： 冷蔵庫	㉕	品名： 遠心分離機　5220 久保田商事（株）		
	規格：W600×D580×H1720		規格：W540×D500×H345		
⑪	品名：超純水装置（可搬式台付） ZRQSVR300 アズワン（株）	㉖	品名： ﾋﾞｰｽﾞ破砕機　μT-12 タイテック（株）		
	規格：W450×D900×H1420		規格：W300×D410×H200		
⑫	品名： 流し台	㉗	品名： ｱﾙﾐﾌﾞﾛｯｸ HPA1914BQ ｻｰﾓﾌｨｯｼｬｰｻｲｴﾝﾃｨﾌｨｯｸ（株）		
	規格：W3900×D900×H855		規格：W170×D170×H170		
⑬	品名： 超音波洗浄機　MUC-63 アズワン（株）	㉘	品名： ﾎｯﾄﾌﾟﾚｰﾄ　Type2200 ｻｰﾓﾌｨｯｼｬｰｻｲｴﾝﾃｨﾌｨｯｸ（株）		
	規格：W600×D600×H940		規格：W310×D320×H155		
⑭	品名： 自動洗浄機（ﾋﾟﾍﾟｯﾄ用）A3 アズワン（株）	㉙	品名： 作業台		
	規格：W350×D440×H910		規格：W1500×D900×H850		
⑮	品名：湿式スクラバー付ドラフトチャンバー　TNG-ST1800　SCR-22WN オリエンタル技研工業（株）	㉚	品名： ﾎﾞﾙﾃｯｸｽﾐｷｻｰ　SI-0286 エムエス機器（株）		
	規格：W2400×D850×H2200		規格：W120×D165×H170		

専門業者による解体／組立要(各1回)：⑤、⑫、⑮

別紙3【移転元】水銀分析技術研究室実験室（2）

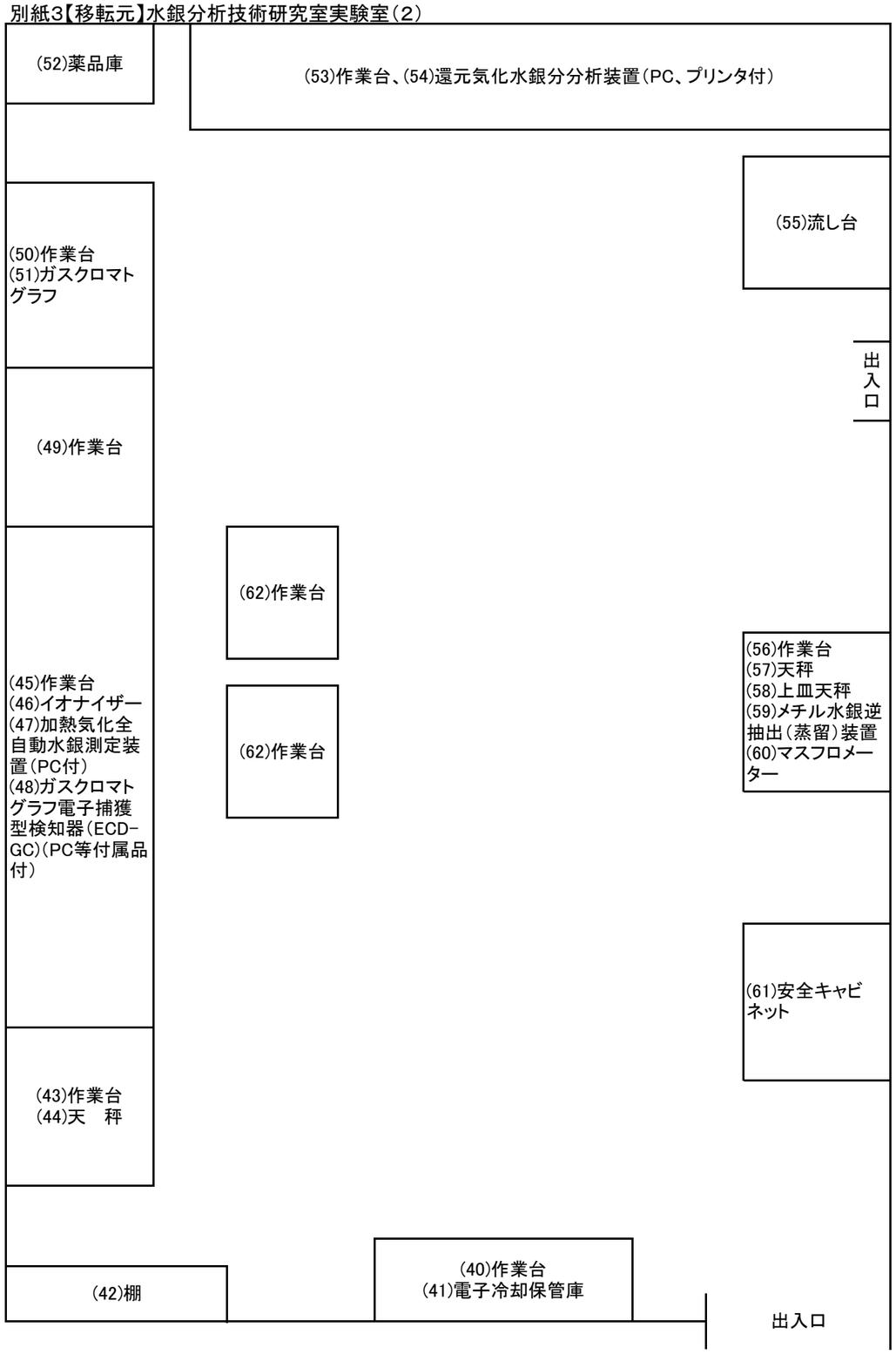

(40)	品名： 作業台	(55)	品名： 流し台
	規格：W1100×D600×H800		規格：W1200×D750×H1230
(41)	品名： 電子冷却保管庫×2台	(56)	品名： 作業台
	規格：W330×D390×H470（1台あたり）		規格：W1500×D900×H845
(42)	品名： 棚	(57)	品名： 天秤　LC12015 ザルトリウス・ジャパン
	規格：W900×D300×H1300		規格：W230×D280×H145
(43)	品名： 作業台	(58)	品名： 上皿天秤　XPR4002SV メトラー・トレド（株）
	規格：W900×D750×H745		規格：W200×D270×H100
(44)	品名： 分析天秤　MS-105 メトラー・トレド（株）	(59)	品名：メチル水銀逆抽出（蒸留）装置 PMR1-013783 Brooks Rand Labs
	規格：W245×D360×H325		規格：W500×D600×H425
(45)	品名： 作業台	(60)	品名： マスフロメーター KOJIMA　KOFLOC
	規格：W2400×D750×H840		規格：W260×D300×H360
(46)	品名： イオナイザー　PRXU メトラー・トレド（株）	(61)	品名： 安全キャビネット　1321MR サーモフィッシャーサイエンティフィック（株）
	規格：W110×D210×H110		規格：W1000×D800×H2200
(47)	品名： 加熱気化全自動水銀測定装置　MA3000 日本インスツルメンツ（株）	(62)	品名： 作業台×2台
	規格：W1100×D430×H465		規格：W450×D900×H790（1台あたり）
(48)	品名： ガスクロマトグラフ電子検知器　7890B アジレントテクノロジ（株）※MSD移設対象外		
	規格：W2300×D650×H930		
(49)	品名： 作業台		
	規格：W1500×D750×H850		
(50)	品名： 作業台		
	規格：W1500×D750×H850		
(51)	品名： ガスクロマトグラフ　G3800 （株）柳本製作所　※室内保管		
	規格：W960×D520×H600		
(52)	品名： 薬品庫		
	規格：W900×D452×H1110		
(53)	品名： 作業台		
	規格：W2300×D600×H845		
(54)	品名： 還元気化水銀分析測定装置　RA-3FG 日本インスツルメンツ（株）		
	規格：W2100×D560×H1110		

【機器校正】往復：(44)、復路：(58)
【メーカーによる解体／組立】各1回：(55)、各2回：(48)、(61)
【メーカーによる標準サンプルを用いた動作確認】移設前後、計4回：(48)
※MSDは移設対象外であるため、動作確認は計2回のみ。
【除染（ホルムアルデヒドガス燻蒸）】復路：(61)

別紙4【移転元】環境保健研究室（3）

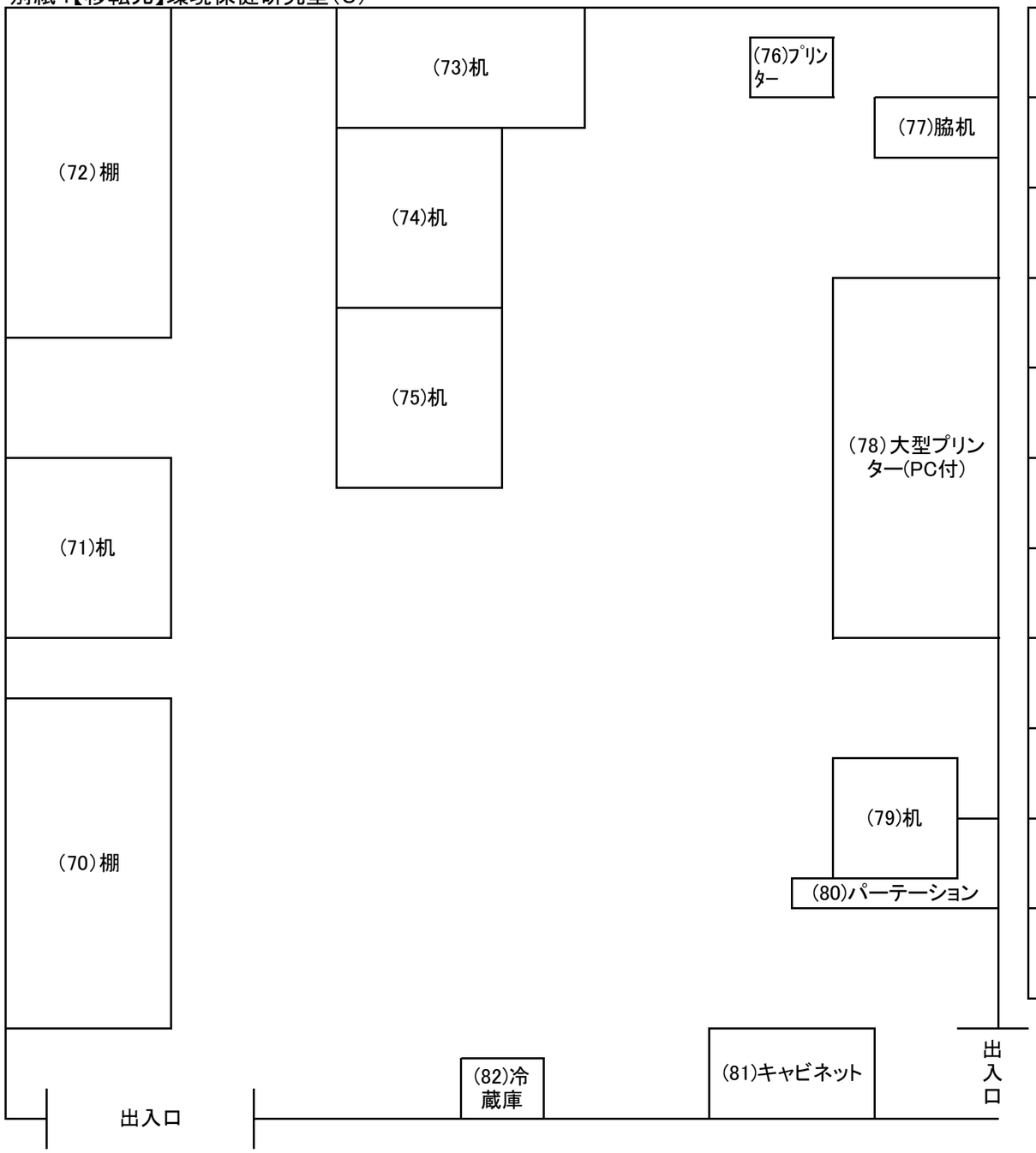

(70)	品名： 棚	(81)	品名： キャビネット
	規格：W1750×D510×H1800		規格：W1320×D450×H1800
(71)	品名： 机	(82)	品名： 冷蔵庫
	規格：W1000×D800×H1260		規格：W520×D600×H1550
(72)	品名： 棚	その他	品名： 椅子　5脚
	規格：W1750×D510×H1800		規格：W570×D720×H900
(73)	品名： 机		
	規格：W1200×D800×H700		
(74)	品名： 机		
	規格：W1460×D730×H750		
(75)	品名： 机		
	規格：W1460×D730×H750		
(76)	品名： プリンター		
	規格：W400×D520×H360		
(77)	品名： 脇机		
	規格：W300×D620×H700		
(78)	品名： 大型プリンター(PC付) Canon iPF8400		
	規格：W1880×D800×H1130		
(79)	品名： 机		
	規格：W1060×D730×H750		
(80)	品名： パーテーション		
	規格：W2100×D50×H1320		

別紙5【移転元】環境保健研究室（2）

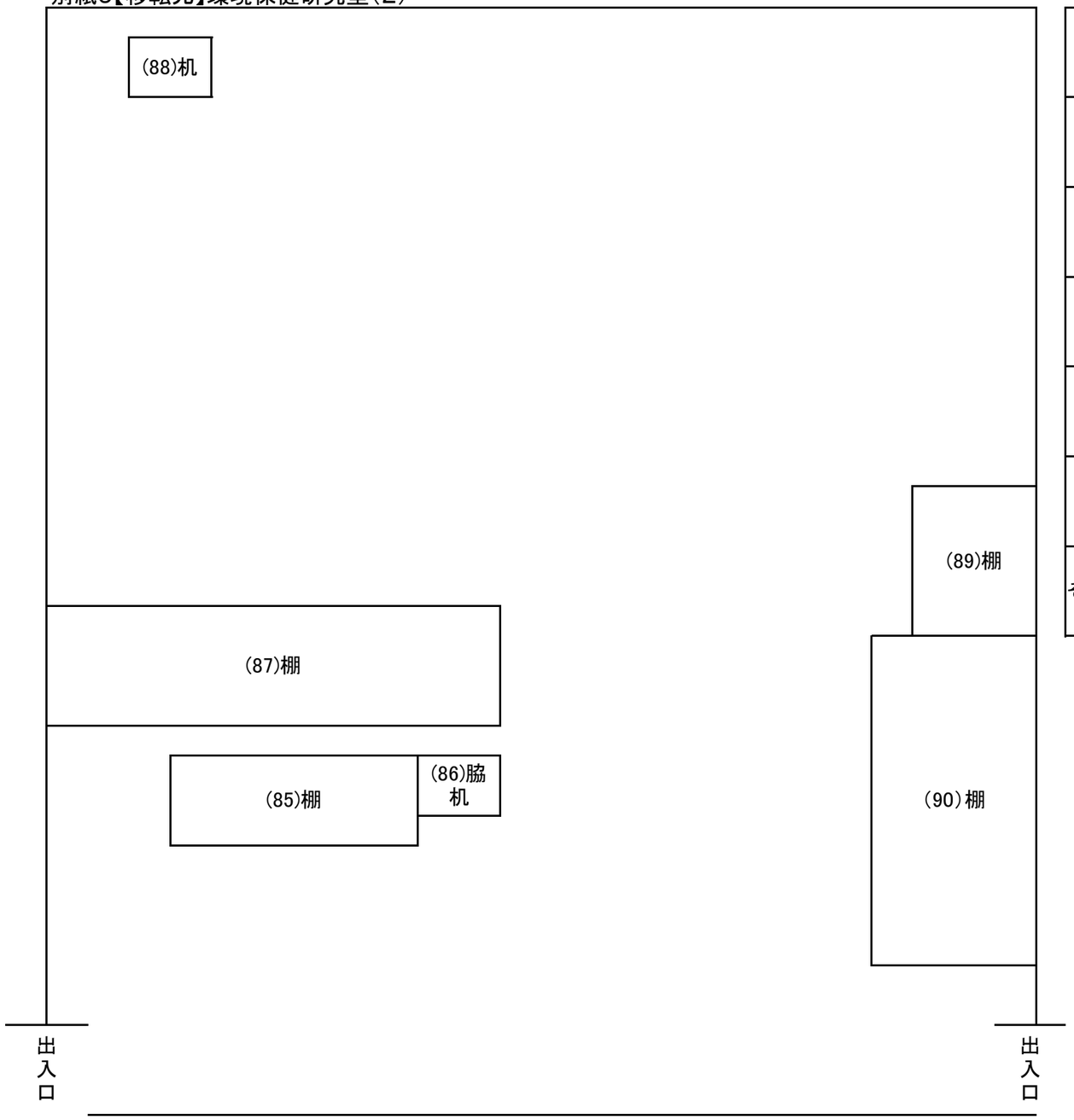

(85)	品名： 棚
	規格：W1200×D420×H1200
(86)	品名： 脇机
	規格：W420×D720×H750
(87)	品名： 棚
	規格：W1750×D520×H1820
(88)	品名： 机
	規格：W800×D700×H700
(89)	品名： 棚
	規格：W900×D450×H1100
(90)	品名： 棚
	規格：W1750×D510×H1800
その他	品名： イス　2脚
	規格：W450×D500×H750

別紙6【移転元】環境保健研究室（1）

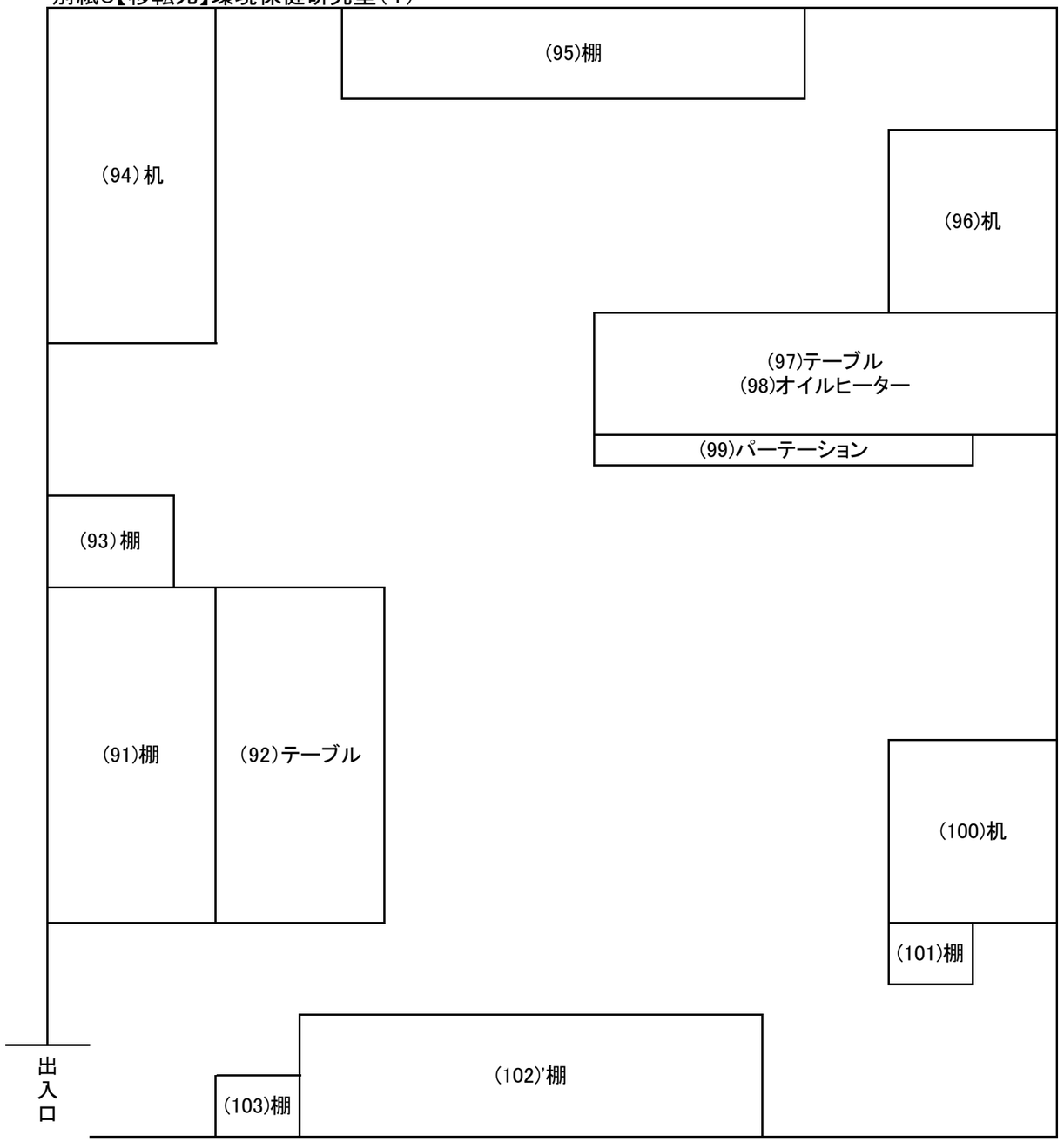

(91)	品名： 棚	(102)	品名： 棚
	規格：W1750×D520×H1820		規格：W1750×D520×H1820
(92)	品名： テーブル	(103)	品名： 棚
	規格：W1800×D750×H700		規格：W480×D300×H900
(93)	品名： 棚	その他	品名： 椅子　2脚
	規格：W390×D620×H1340		規格：W570×D720×H900
(94)	品名： 机		
	規格：W1800×D800×H700		
(95)	品名： 棚		
	規格：W1800×D450×H1050		
(96)	品名： 机		
	規格：W1400×D700×H700		
(97)	品名： テーブル		
	規格：W1600×D800×H700		
(98)	品名： オイルヒーター		
	規格：W140×D450×H460		
(99)	品名： パーテーション		
	規格：W1240×D40×H1530		
(100)	品名： 机		
	規格：W1400×D700×H700		
(101)	品名： 棚		
	規格：W410×D290×H600		

別紙7【移転先】共同研究実習棟2階

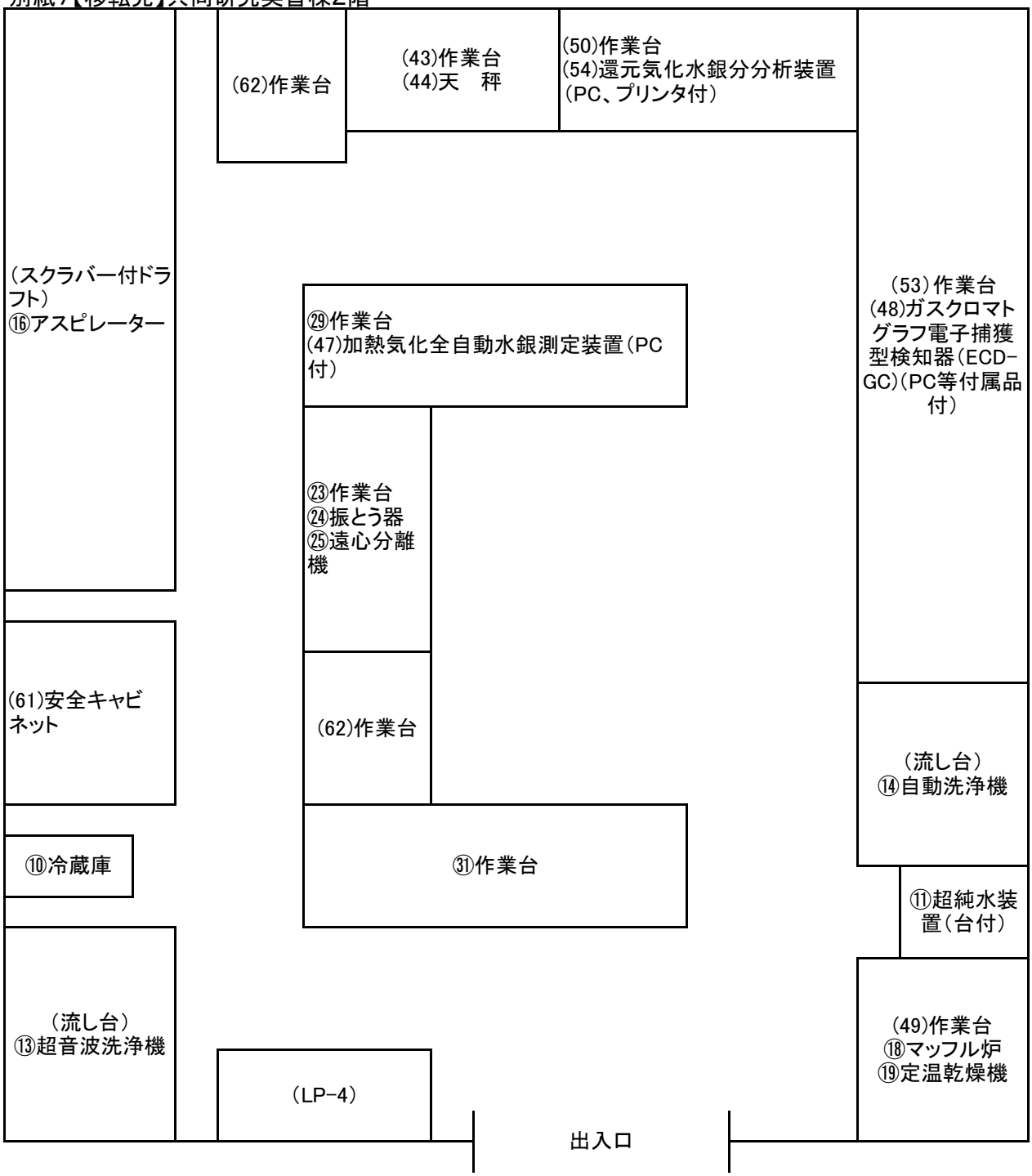

<配置未定備品>
③スターラー、⑦ﾄﾞﾗｲｻｰﾓﾕﾆｯﾄ、㉗ｱﾙﾐﾌﾞﾛｯｸ、㉚ﾎﾞﾙﾃｯｸｽﾐｷｻｰ、㉜pHメータ、その他椅子4脚、その他棚(小)5台、(46)イオナイザー、(60)マスフロメーター
<注意事項>
カッコ書きは本研究室に備え付けられているものである。